



# プレス リリース Press Release

令和8年1月19日

## 令和7年度愛媛県犯罪被害者等支援推進会議の開催について

標記検討会を、次のとおり開催（部分公開）します。

### 1 開催日時

令和8年1月26日（月） 14時00分～15時30分

### 2 開催場所

愛媛県自治会館会議室

### 3 内容

#### (1)開会

#### (2)議題

- ・会長、副会長の選出について
- ・愛媛県多機関連携支援調整会議の設置について
- ・愛媛県犯罪被害者等の支援に関する指針に基づく取組状況について
- ・愛媛県犯罪被害者等の支援に関する指針の一部改訂について

#### (3)意見交換（非公開）

### 4 その他

愛媛県情報公開条例第7条第2項第1号及び5号に基づき、公開は、上記3（2）までを予定しています。



犯罪被害者等支援シンボル  
マーク「ギュっとちゃん」

#### 【問合せ先】

愛媛県県民環境部県民生活局県民生活課  
消費・くらし安全安心グループ 二宮  
電話番号 089-912-2336（内線2336）

## **傍聴要領**

### **令和7年度愛媛県犯罪被害者等支援推進会議 (事務局: 愛媛県県民環境部県民生活局県民生活課)**

#### **1 受付手続**

会議の傍聴の許可を受けた方（5名以内）は、1月26日(月)13時50分までに、会場の受付けで氏名及び住所等を記入の上、事務局職員の指示に従って会議の会場に入室してください。

なお、受付は、会議開始時刻をもって終了しますのでご注意ください。

#### **2 遵守事項**

会議を傍聴する方は、次の事項を遵守してください。

- (1) 静粛に傍聴すること。
- (2) みだりに出入りしないこと。
- (3) 会場における言論等に対し、威圧的行為をし、或いは拍手その他の方法により公然と賛否を表明する等、委員の自由な討論に影響を与えるおそれのある行為をしないこと。
- (4) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会場において、写真、動画等を撮影し、又は録音等をしないこと。
- (6) 携帯電話等を使用しないこと。
- (7) その他会議の秩序を乱し、又は審議等の支障となる行為をしないこと。
- (8) 愛媛県情報公開条例第7条第2項第1号及び5号に基づき、公開は、意見交換を除きます。

#### **3 会議の秩序の維持**

- (1) 会議を傍聴する方は、事務局職員の指示に従ってください。
- (2) 会議を傍聴する方が、2の規定に違反する場合は、事務局職員から注意をし、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

#### **4 その他**

体調不良の方は傍聴をお控えください。なお、マスクの着用は、個人の判断に委ねます。